

慶長豊後地震当時における早吸日女神社の社殿位置と津波高

松崎伸一*(四国電力(株)), 日名子健二(郷土史研究家), 平井義人(大分県立芸術緑丘高等学校)

§ 1. 慶長豊後地震と早吸日女神社

大分市佐賀関上浦に鎮座する早吸日女神社(以下関神社と記す)は慶長豊後地震で津波被害を受けたとされている。『佐賀関史』(1925)には、「…地震、海嘯大に至り関神社の鳥居倒れ、海水社殿を浸し…」との記載がある。そして都司・他(2012)は、神社関係者(不詳)から「建物は宝暦十三年(1763)に建てられたが、社殿の位置は豊後地震による津波被害当時から変わっていない」と云う証言を得たとして、現在の社殿位置の標高を測定したうえで津波高(津波痕跡高)を10.6 mと推定している。ただし、位置不変とする神社関係者の根拠は明記されていない。

一方平井(2013)は、「海水社殿を浸し」という記述は「原典となる江戸時代以前の史料にたどり着かない」、『稲葉家譜』(宝永年間編纂)も社殿が津波で濡れたとは記していないとして、「近代になって加わったもの」と判断。そして津波高推定にこの記述を採用せず、地元の古老實崎巖氏に聞き取りを行い、「神官である関家の邸宅(標高 5 m)の塀に津波の高さを表した線(腰の高さ)が刻まれていたと云う伝承がある」との証言を得て、津波高を約 6 mと推定している。

このように津波高の推測に混乱が生じているのは、地震当時の社殿位置が明確でないためと我々は考え、豊後地震当時の社殿位置について考察した。なお社殿については様々な定義があると思われるが、ここでは拝殿、神殿等を含む総称を指すことにする。

§ 2. 社殿位置に関する考察

海岸近くにあつて鳥居が海に向いている神社は、鳥居正面に社殿があるのが通常である。事例を挙げれば、奈多宮(杵築市)、筥崎宮(福岡市)、巖島神社などは社殿から鳥居までが一直線で、鳥居の向こうが海となっている。現在の関神社は社殿と鳥居が一直線となっておらず、境内配置には違和感がある。

関神社では、宝暦十三年(1763)に榊洞という地に社殿を新設し、旧神殿から新神殿へ御神体の遷座が行われた。現神殿の棟札にはその記録が残されている。では、遷座する前の社殿位置はというと、その推察を可能とする史料がある。『新編肥後国志草稿』(享保十三年(1728)成立。以下、『草稿』と記す)である。この史料の関神社(境内社)の項に、神明宮、天満宮、歳神社、若御子社は、「本社ノ右ニアリ」、善神王社、一牛王社(生土社)、釈迦堂、文殊堂、弁財天堂は、「右五社共ニ本社左ニアリ」とある。現在の境内配置では、社殿は奥まった谷合いにあり左右に境内社はない。このため、宝暦の遷座以前の社殿は、現

社殿とは別の場所にあつた事は明らかである。

では以前の社殿の位置はというと、それを解く手掛かりが神明宮(寛永十年(1633)再建)にある。『関宮雜記』(元禄十六年(1703))で、神明宮は足知男池の水穂島にあつた事が確認でき、『草稿』成立時この位置と思われる。神明宮は「本社ノ右ニアリ」であるのだから、旧社殿は神明宮の左側(北側)で、かつ石鳥居(寛永十七年(1640)新設)と白鷺橋(足知女池に架かる橋)の延長線上、即ち現参集殿の南側にあつたと考える。そうすれば、『草稿』や「本社正面の池に架かる橋」という『佐賀関権現本末諸書』の記載と矛盾がなくなるし、前述した“違和感”も解消される。さらに、通常神殿は拝殿より 1 m 程高い位置にあることから、旧拝殿が現参集殿の標高(約 6 m)にあり、旧神殿は一段小高い現伊邪那伎社の付近にあつたと考える。

さらに宝暦の遷座以前にも明暦元年と延宝三年に社殿の再建が実施されたが、その棟札に遷座の銘がないことから、現参集殿付近つまり慶長七年(1602)に加藤清正が再建した位置での小規模な改修と思われる。そして豊後地震当時の社殿も、現参集殿付近にあつたと考えるのが自然である。

したがって、豊後地震における「海水社殿を浸し」という記録が仮に正しいとしても、当時の社殿の敷地高が 6 m 程度と考えられ、さらに「社殿流失」ではなく「浸し」と記述されていることから、津波高としては 6 m 程度が推定され、都司・他(2012)の言うような 10.6 m の津波高を推定することは難しい。

表 社殿の変遷と棟札及び古文書

慶長五年(1600)	戦火により社殿焼失(棟札銘)
慶長七年(1602)	加藤清正が社殿再建(棟札銘)
寛永十七年(1640)	細川氏が花崗岩の鳥居(石鳥居)を寄進
元禄十六年(1703)	『関宮雜記』成立(安部秀紀録)
享保十三年(1728)	『新編肥後国志草稿』編纂(成瀬久敬)
宝暦七年(1757)	『佐賀関権現本末諸書』成立(檢校家控書)
宝暦十三年(1763)	社殿を境内榊洞に造営して御神体の遷座式を行う。棟札の裏面に「惟時宝暦十三歳次癸未夏六月撰吉日良辰 経営於神殿一宇而以尊神奉遷座焉…」と銘あり。

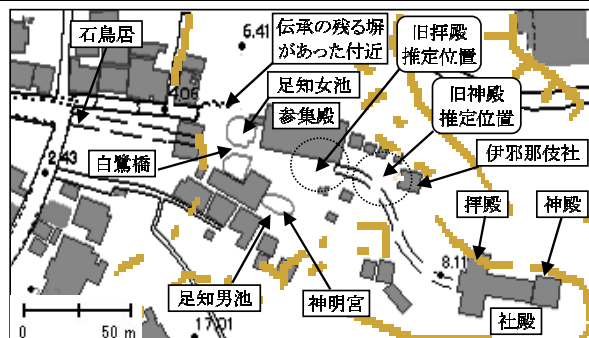


図 関神社の現在の境内配置